

新 教 保 号 外
新 教 人 号 外
令和 4 年 7 月 2 5 日

市立学校・園長 様

新潟市教育委員会
保健給食課長
学校人事課長

新型コロナウイルス感染症にかかる濃厚接触者の待機期間の短縮について（通知）

学校における新型コロナウイルス感染症対策においては、連日ご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

標記のことについて、厚生労働省により濃厚接触者の待機期間の見直しが行われました。については、下記のとおり、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者の待機期間の短縮について

濃厚接触者の待機期間が、次のとおり「5 日間」に短縮されました。健康観察期間は、7 日間となります。

変更前	変更後
感染者と最後に接触した日の翌日から起算して <u>7 日間</u> ただし、 <u>4 日目及び 5 日目</u> に抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る）を用いた検査※により陰性が確認した場合は、 <u>5 日目</u> に解除が可能	感染者と最後に接触した日の翌日から起算して <u>5 日間</u> ただし、 <u>2 日目及び 3 日目</u> に抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限る）を用いた検査※により陰性が確認した場合は、 <u>3 日目</u> に解除が可能

※ 待機期間の短縮のための検査は、自費検査となります。（職員の待機期間短縮に関わる検査については、教育職員課より別途通知します。）

2 現に濃厚接触者である者への連絡について

上記 1 は現に濃厚接触者である者にも適用され、現在待機期間にある者は、発熱などのかぜ症状がない場合、待機期間が 5 日間を経過すれば、6 日目より登校や出勤が可能となります。

については、学校園から、連絡対象となる児童生徒や教職員に対し、待機期間が短縮となる旨をお伝えください。

なお、当該児童生徒や教職員が従前の期間での待機を希望する場合は、その期間を出席停止等の期間として差し支えありません。

例) 感染者との最終接触日：7 月 25 日（月）の場合

変更前：自宅待機期間最終日：8 月 1 日（月）、待機解除日：8 月 2 日（火）

変更後：自宅待機期間最終日：7 月 30 日（土）、待機解除日：7 月 31 日（日）

分類 7300

担当 保健給食課 電話 025-226-3206
学校人事課 電話 025-226-3234